

相続に関する相談事例

～預金が引き出せなくなる前の対策～

その5

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第5回目は、推定被相続人が認知症などを発症して意思能力を失うと、預金が金融機関の窓口で引き出せなくなるので、事前の対策について解説します。

1. 日常必要な支払は預金から振替支払としておく

老人ホームなどに入居した場合、毎月の管理料などの支払いは預金から振替手続をしておけば、ホームの管理者から必要な費用は自動で振替出金されます。その他、振替手続が可能な出金（税金の支払い、公共料金の支払いなど）についても事前に振替手続をしておくことが肝要です。

2. キャッシュカードと暗証番号

相続人間で争いがなく、推定被相続人の意思能力があるうちに、推定被相続人の生活等に必要な資金について引き出せるように、相続人等が預金のキャッシュカードを預かって暗証番号を教えてもらっておけば、ATMで必要な額を引き出すことができます。その場合、金融機関においては、一日当たりの引き出すことができる限度額が設定されています。

3. 代理出金機能付き信託を契約しておく

信託銀行などで、代理出金機能付き信託を契約しておけば、本人が認知症や入院などでお金の管理が難しくなった時、本人の思いをくんで代わりに支払いを行う「代理人」を設定することができます。なお、信託金額に対して一定の信託報酬や管理手数料などが必要となります。

4. 生命保険金の契約者を相続人等に変更しておく

養老保険など解約返戻金のある保険契約の契約者を、推定被相続人から相続人等へ変更しておきます。保険契約者は、その保険を解約することも、解約返戻金を担保にして保険会社から借り入れることもできます。なお、保険契約者を変更しても、保険は「出口課税」とされていて、保険金の受取りなどがない段階では贈与税などの課税関係は生じません。

5. 相続人名義の預貯金に預け替えておく

推定被相続人の預金から、相続人名義の預金に一定の金額を預け替えておきます。そうすると、預金名義人は相続人ですので、その名義人が預金の引き出しをすることができます。この場合、他の相続人間で不審を持たれないように、専用の預金口座を開設して常に共同相続人に預金の履歴や残高等を開示するようにしましょう。出金があった場合には、預金通帳などにメモ書きをしておくことや、領収書なども保管しておくことが必要です。

民法 549 条で「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる」としています。贈与者が贈与する旨の意思表示と受贈者が受諾する意思の合意があって贈与は成立します。そのため、推定被相続人の預金から特定の相続人名義の預金通帳に入金しただけでは、贈与の合意がないので、贈与があったとみなされることはありません。

6. 資産管理会社へ預金を貸付けておく

家族が主宰する資産管理会社にお金を貸付けてあれば、推定被相続人の生活費などのお金が必要になれば、法人から貸付金の返済を受けることで資金の調達ができます。また、貸付金がない場合でも、法人に資金があれば、推定被相続人は法人から借入金としてお金を調達し、相続開始後に精算することもできます。

以上のような方法が実務上考えられるので、いずれの方法によって推定被相続人が必要とするお金を調達するのか検討し、対策を実行しておくことが必要です。

（文責：山本和義）